

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、<u>教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置について定めるもの</u>とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>この条例において、「正規の勤務時間」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条、第3条第1項及び第2項、第4条並びに第5条又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第26条から第26条の4までに規定する勤務時間をいう。</u></p> <p>(教育職員の教職調整額の支給)</p>

第3条 教育職員（次に掲げる給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（教頭を除く。）には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

(1) [略]

(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）別表第2教育職給料表

2 [略]

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第6条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条、第3条第1項及び第2項、第4条並びに第5条又は給与等条例第26条から第26条の4までに規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日（給与条例第33条又は給与等条例第27条の3の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。

2・3 [略]

第3条 教育職員（次に掲げる給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（教頭を除く。）には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

(1) [略]

(2) 給与等条例別表第2教育職給料表

2 [略]

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第6条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日（給与条例第33条又は給与等条例第27条の3の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。

2・3 [略]

（教育職員の業務量の適切な管理のための措置）

第7条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理するための措置を講ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。